



ジェフリーすずか通信

2025

4月

「ジェフリーすずか通信」はウェブサイトでもご覧になれます。

<https://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>

「2025年度 男女共同参画団体」募集！

鈴鹿市男女共同参画センターでは、男女共同参画社会づくりを目的とした活動を行ったり、当センターの設置目的に賛同し、協力する団体（主として市内で活動する団体）に対して、その団体の活動を支援するため、登録制度を設けています。（但し、宗教・政治・営利目的の団体を除きます。）



詳細については、男女共同参画センター（ジェフリーすずか）ウェブサイトをご覧ください。

申請条件

- ①男女共同参画社会づくりを目的とした学習又は活動を行う団体
- ②センターの設置目的に賛同し、市が行う男女共同参画に関する事業に積極的に参加できる団体
- ③活動の本拠地が、原則として市内である団体
- ④政治、宗教又は営利活動を目的としない団体

※②の具体的な条件

ア.登録団体会議（3回開催予定）への出席

イ.「登録団体活動報告」（毎年の活動について）の作成

ウ.男女共同参画課主催事業（講演会・講座・映画祭など）への協力

■スタッフとして、各団体1人以上

■協力者として、各団体の所属人数に応じた人数以上

※所属人数 0～10人⇒1人、11～20人⇒2人、以降同様

登録団体になると…

- ①施設の使用申込が6か月前の初日からできます。（一般利用は3か月前の初日から）
- ②施設の使用申込が1か月に4回までできます。（一般利用は原則月1回）
- ③団体活動用の貸ロッカーが無料で利用できます。（希望が多い場合は抽選になります）
- ④男女共同参画センター内にチラシの設置、活動報告の掲示が優先的にできます。
- ⑤男女共同参画センターウェブサイト等で登録団体の活動を紹介します。
- ⑥男女共同参画に関する情報を提供します。

若年層の性暴力被害予防の啓発について

4月は若年層の性暴力被害予防月間

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。政府は、進学・就職など新生活が始まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」として、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための広報・啓発を集中的に実施しています。

月間中は、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、「同意のない性的な行為は性暴力」「被害者は悪くない」という認識を社会全体に広げていきます。また、身近な人から相談されたときの対応や、相談窓口を周知し、被害にあった方がためらわずに相談できるよう、啓発を強化していきます。



令和7年度ポスター

「若年層の性暴力被害予防月間」のウェブサイトでは、ポスターや動画を順次公開していきます。ぜひご覧ください。

URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html



性的な行為 あなたの同意がないならそれは性暴力

あなたのところとからだは、あなた自身のものです。いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることです。あなたの同意のない性的な行為は「性暴力」です。相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、本当の同意があったことにはなりません。また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。

同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。性犯罪についての法律や、性的な行為に対して、お互いの気持ちをしっかり確認する「性的同意」についてもっと知りたい方は以下をご覧ください。

性犯罪についての法律をもっと知りたい方はこちら
法務省 HP

URL https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html



動画は政府広報オンラインにて公開中です。
ぜひご覧ください。



URL <https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202311/video-270758.html>



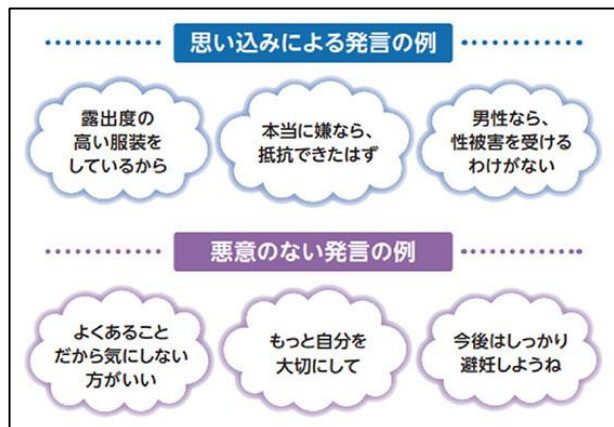
URL <https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202401/video-277780.html>



二次被害をなくそう

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、被害を受けた方がさらに傷つけられてしまうことを「二次被害」といいます。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強めてしまうことがあります。何気なくかけた一言が、被害にあわれた方をさらに傷つけることがないよう、どのような発言が二次被害にあたるかを知り、二次被害のない社会をつくっていきましょう。



一人で悩んでいませんか

もし性暴力の被害にあってしまったら、一人で悩まず、ワンストップ支援センターに相談してください。全国共通番号#8891（はやくワンストップ）にかけると、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。プライバシーは守られますので安心して相談してください。

ワンストップ支援センターが できること

ご本人の意思を尊重し、以下の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。



同行支援

病院や警察への同行等を行います。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

被害を相談されたら？

友人や家族など大切な人から被害を打ち明けられると、どのように対応してよいかわからなくなるかもしれません。でも、みなさんは被害にあった方を安心させることができます。みなさんにできることがあります。

必要に応じて、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや性暴力に関するSNS相談 Cure time(キュアタイム)などの相談先を紹介してください。プライバシーは守られますので、安心して相談できることを伝えてください。

身近な人ができること

- 被害者の安全を確保してください
- 「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください
- あなた自身のこころとからだも気を配り、無理をしないでください

身近な人に気を付けてほしいこと

- 被害者の話を疑ったり、否定したりしないでください
- 被害者を責めないでください
- 被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしたりしないでください

また、キュアタイムでは、これって性暴力？と思うような悩みごと、不安なこと、誰にも言えず困っていることなどをチャットやメールで相談ができます。専門の相談員と一緒に考えます。

性暴力に関するSNS相談 Cure time (キュアタイム)については、こちらをご覧ください。

URL <https://curetime.jp/>



性的な被害、ひとりで悩んでいませんか？

服を脱がされた
水着で隠れる部分(プライベートゾーン)を触られた
下着や裸の写真、動画を撮られた、送るよう要求された
飲み物に薬を入れられ、気づいたら性行為をされていた
痴漢にあった

あなたは何かもわるくありません。相談できるところがあります。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター はやくワンストップ #8891

性犯罪被害相談電話(警察) ハートさん #8103

チャットで相談 キュアタイム

内閣府 男女共同参画局

ワーク・ライフ・バランスメールマガジン「カエル！ジャパン」通信

内閣府男女共同参画局では、月1回（原則月末）、ワーク・ライフ・バランスに関するメールマガジン「カエル！ジャパン」通信を配信しています。本メールマガジンでは、「職場でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいるが、なかなか

うまく進まない」、「他の企業がどのような取組をしているか成功事例を知りたい」という声を受け、企業の取組事例や有識者のコラム、国や地方公共団体の施策やイベント情報等を掲載しています。バックナンバーでは、関連する図や写真も掲載しており、充実した情報をお届けしています。ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、バックナンバー掲載情報とあわせて、本メールマガジンの情報を職場やご家庭でぜひご活用ください。



「カエル！ジャパン」通信については
こちらをご覧ください。

URL <https://www.wa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/index.html>



配信登録は
こちらをご覧ください。

URL <https://www.wa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>



女性のための電話相談

4月 April 2025

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

○：相談日

059-381-3118（直通）



相談日：毎週火・木・金曜日

（第4金曜日・休館日を除く）

時 間 10：00～12：00（午前）

13：00～16：00（午後）

- ・女性の相談員が対応します。
- ・相談は**無料**です。
- ・相談内容などの**秘密は厳守**します。
- ・必要に応じ、面接相談、市役所担当課等をご案内します。
- ・話し中の場合は、時間をおいておかけ直してください。

鈴鹿市男女共同参画センター
（愛称：ジェフリーすずか）

〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号

（かんべ再開発ビル3階）

TEL059-381-3113 FAX059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp



ジェフリーすずか

検索

